

特集《東北の知財》

東北地方における知財啓発の
取り組みについて

会員・東北大学特任准教授 稲穂 健市



要 約

小職は2014年12月から6年余りに渡って、宮城県仙台市を拠点に、主に東北大学における研究マネジメントに従事しながら、各方面に向けた知財啓発活動を継続的に行ってきた。

活動拠点を仙台に移して以降、3冊の知財啓発書を上梓しているが、いずれも全国の読者をターゲットにしたものであり、東北地方に特化したものではない。小職が東北地方で実践してきた知財啓発活動の多くは、講義・講演であり、それらの多くは、日本弁理士会からの紹介や派遣、また、東北地方の各所から直接的・間接的に舞い込む依頼などによりもたらされている。その結果、コロナ禍が本格化するまで東北地方各地に赴く機会も多かった。

本稿では、これら知財啓発活動の主なものについて、東北地方の地域的な特徴や傾向についても考察しながら紹介していく。そして、今後、東北地方における知財リテラシーを高め、また、産業競争力の強化につなげていくためにどのような活動をすべきか、私見を述べる。

目次

1. はじめに
2. 高校生以下を対象とした知財啓発の取り組み
3. 高専・大学の学生・教職員を対象とした知財啓発の取り組み
4. 地方自治体からの依頼による知財啓発の取り組み
5. メディアからの依頼による知財啓発の取り組み
6. まとめ

1. はじめに

本稿では、東北地方における知財啓発の取り組みについて、主に講義・講演に関する活動を軸にまとめることにした。東北大学における学内活動や、特定の民間企業向けに実施している研修等を除いたものを抽出し、それらを類型化すると、以下の4つに分類できる。

- ①高校生以下を対象とした知財啓発の取り組み
- ②高専・大学の学生・教職員を対象とした知財啓発の取り組み
- ③地方自治体からの依頼による知財啓発の取り組み
- ④メディアからの依頼による知財啓発の取り組み

この分類に基づいて、仙台に拠点を移してからの東北地方における知財啓発活動について主要なものを時系列順にまとめると、次頁の表のようになった。

以下、先ほどの4つの分類に基づき、それぞれの知財啓発活動についてその概要を紹介する。

2. 高校生以下を対象とした知財啓発の取り組み
2.1 小中学生を対象とした知財授業（青森県発明協会）

日本弁理士会からの派遣による東北地方における初めての出張授業である。青森県黒石市の産業会館で開催した。現地への行き方を調べてみると、東北新幹線で新青森駅まで移動した後、奥羽本線に乗り換えて弘前駅まで行き、そこからさらに弘南鉄道という私鉄に乗り換えて現地に向かう必要があるという。じつは、同じ東北地方でありながら、仙台－新青森間は、仙台－東京間よりも約10kmほど遠い。

自宅を早めに出て弘前駅に到着し、そこでもう一人の講師である穂坂道子会員と合流した。だが、落雷の影響で弘南鉄道が運休となっていたことから、結局、タクシーを使ってふたりで黒石市に向かうことになった。

現地も雨模様であった。複数回に分けて、ビー玉回転台に関する工作授業を実施した。悪天候の影響もあり、今回の対象である小学生児童の集まりはあまり良くなかったが、丁寧な指導ができたという点では大変喜ばれた。こういった点も地方の利点であろう。

表1：2015年～2020年の東北地方における知財啓発活動のうち主要なもの

分類	発表・講演タイトル等	年月日	主催者の名称	概要
②	大学教育と著作権	2015年9月15日	仙台青葉学院短期大学	教職員及び学生を対象に大学における著作権に関する留意点について解説を行った。
①	小中学生を対象とした知財授業	2015年10月3日	青森県発明協会	青森県黒石市産業会館において、青森県黒石市周辺の小学生児童及び保護者を対象に、発明工作授業を実施した。
①	知的財産特別授業	2015年10月28日	福島県立小野高等学校	福島県田村郡小野町の福島県立小野高等学校の高校生を対象にした知的財産特別授業に補助講師として参加した。
③	商標基礎セミナー：事例から学ぶネーミングと商標戦略	2016年2月5日	宮城県産業技術総合センター	中小企業を対象に、ネーミングの実例などを用いながら商標制度の仕組みと戦略について解説を行った。
②	高専生を対象とした知財授業	2016年10月12日	福島工業高等専門学校	日本弁理士会の教育教材に基づいて知財授業を実施した。
④	Date fm「J-SIDE Station」ゲスト	2017年5月12日	エフエム仙台	自著の題材を取り上げながらリスナーに知的財産のエッセンスを伝えた。
③	広報業務における著作権等の留意点について	2017年7月13日	宮城県	平成29年度宮城県広報研修会（前期）の一環として、県職員を対象に、広報業務における著作権等の留意点について解説を行った。
③	第1回広報業務における知的財産権の保護について	2017年12月22日	仙台市	仙台市の職員研修の一環として、広報業務における著作権を中心とした知的財産権にかかる留意点について解説を行った。
③	商標セミナー	2018年2月6日	仙台市産業振興事業団	仙台市産業振興事業団の職員を対象に、商標制度の仕組みと活用方法について解説を行った。
③	第2回広報業務における知的財産権の保護について	2018年11月22日	仙台市	仙台市の職員研修の一環として、広報業務における著作権を中心とした知的財産権にかかる留意点について解説を行った。
③	商標活用セミナー（実務者編）	2019年2月7日	宮城県産業技術総合センター	中小企業を対象に、ネーミングの実例などを用いながら商標制度の仕組みと戦略について解説した。特に、実践的な内容を深掘した。
②	平成30年改正著作権法の大学の教育研究活動への影響	2019年3月1日	仙台青葉学院短期大学	平成30年改正著作権法における35条改正を中心に、大学の現場に及ぼす影響と今後の見通し及び対策について詳しく解説を行った。
④	東北放送「Nスタみやぎ」コメンテーター	2019年5月7日	東北放送	『新元号「令和」をビジネスチャンスに』という特集において商標や不正競争防止法の観点からビジネスにおけるチャンスとリスクについて解説した。
②	AI・ビッグデータに関する契約実務	2019年7月30日	弘前大学	東北各地の国立大学の契約実務担当者を対象に、AIやビッグデータについての契約に関する法的な論点及び実務的な対応策について解説を行った。
①	仙台市立仙台高等学校フェニックスゼミ・知的財産授業	2019年11月13日	仙台市立仙台高等学校	仙台高等学校フェニックスゼミの高校生たちのアイデア商品について論評し、また、知的財産権による保護について提言を行った。
③	第3回広報業務における知的財産権の保護について	2019年11月14日	仙台市	仙台市の職員研修の一環として、広報業務における著作権を中心とした知的財産権にかかる留意点について解説を行った。
①	知的財産セミナー	2019年12月20日	山形県立村山産業高等学校	機械科・電子情報科・流通ビジネス科の生徒約240名と教職員を対象に知的財産権の基礎的事項について解説を行った。
②	知的財産権	2020年5月～9月	福島工業高等専門学校	高専6年生を中心に約70名に対して、15回に分けて知的財産権に関する講義を行った。
②	知財学概論	2020年9月～2月	東北文化学園大学	学部2年生を中心に約70名に対して、14回に分けて知財学概論に関する講義を行った。



写真1：黒石市産業会館における知財授業の様子 (2015年)

2. 2 知的財産特別授業 (福島県立小野高等学校)

日本弁理士会からの派遣による高校生を対象にした知的財産特別授業に補助講師として参加した。仙台駅から郡山駅を経由して磐越東線に乗り込み、最寄り駅の小野新町で下車すると、主講師を務める福島県内の弁理士、鈴木賢一会員が出迎えてくれた。鈴木会員は華やかな欧州車を運転されていて、福島県内の過疎地を疾走する姿は随分と目立っていたように思う。

鈴木会員は高校生向けの知財授業には随分と慣れている様子で、身近な事例を交えながら分かりやすく解説するテクニックは大変参考になった。当時は音商標や色彩のみからなる商標の出願公開が始まった頃でもあり、生徒たちは興味を持って耳を傾けていた。法改正による新しい出願・登録事例は、時代の流れにもマッチしていることから、聴衆の関心を惹きやすいことは小職の経験からも明らかである。

なお、2020年10月、同校の家庭クラブが「第9回ご当地！絶品うまいもん甲子園」で準優勝（食料産業局長賞）を獲得した。このように地元の支援も受けながら商品開発を進めるなどしている点は素晴らしい。



写真2：福島県立小野高等学校における知財授業の様子 (2015年)

2. 3 仙台高等学校フェニックスゼミ・知的財産授業 (仙台市立仙台高等学校)

仙台高等学校のフェニックスゼミ（働き方ゼミ）に参加する1年生、約20名を対象に知的財産授業の講師を担当した。

授業の前半では、弁理士の仕事の内容に続いて、アイデア商品の事例を紹介した。具体的には、日清食品のカップヌードル、ロッテの雪見だいふくなどである。「身近な商品にどんな知的財産が使われているのか自分で探し出してみたい」という感想を述べた生徒もいた。授業の後半では、生徒たちの考え出したアイデア商品について論評した。アイデア商品の多くは、高齢化、ゴミ、メンタルに関する諸問題を解決しようとするものであった。学校側がSDGs（持続可能な開発目標）を意識して課題を設定したのかもしれない。これらに対して新規性・進歩性といった特許法的な観点や、事業性といったビジネス的な観点から、アイデアのブラッシュアップに向けたアドバイスを与えた。

なお、弁理士という職業を知っている生徒はひとりもいなかった。この経験は小職が若者向けの小説作品である『ロボジョ！杉本麻衣の patents・ウォーズ』（楽工社）を完成させ、それを上梓させるにあたってのひとつの原動力となった。



写真3：仙台高等学校フェニックスゼミにおける知財授業の様子 (2019年)

2. 4 知的財産セミナー (山形県立村山産業高等学校)

村山産業高等学校は、全国に10余りしかない「産業高等学校」を冠した学校である。「産業高等学校」は複数の産業に跨った、または特定の産業に特化した点が特徴となっている。同校は、2014年に、山形県立村山農業高等学校と山形県立東根工業高等学校とを統合して開校された。仙台市中心部からの移動にあたっては、村山駅前に直行するバスを利用した。東北

地方は鉄道の本数が限られることから、バス利用の方が利便性が高いことが多い。

セミナーでは、機械科・電子情報科・流通ビジネス科の生徒約 240 名及び教職員を対象に、知的財産権の基礎的事項について解説を行った。「知的財産創造力・実践力・活用力開発事業の一環として、知的財産の理解と活用について理解し、将来を担う高い志を持った人材を育成する」ことを目的としたものであったが、あまり堅苦しくならないよう、「知的財産権について楽しく学ぼう」という副題を付けた。

講演が長時間のため、大学生以上を対象とした教育教材を高校生向けにアレンジしたものを使用した。それでもまだ難解な部分があったかもしれない。質問の多くは教職員から出ていたことから、生徒とは別に教職員向けのセミナーを実施しても良いかもしれないと感じた。



写真 4：山形県立村山産業高等学校における知財授業の様子 (2019 年)

3. 高専・大学の学生・教職員を対象とした知財啓発の取り組み

3. 1 大学教育と著作権 (仙台青葉学院短期大学)

仙台に拠点を移して以降、初めて東北大学以外の教育機関で講演を行った事案である。同学の青葉は「あおば」ではなく「せいよう」と読む。教職員及び学生を対象に大学における著作権に関する留意点について解説を行った。

著作権法 35 条 (学校その他の教育機関における複製等) における「授業の過程における利用に供することを目的とする」、「必要と認められる限度において」などの条件や実務上の留意点について正しく理解していただくことを心掛けた。2019 年 3 月には、「平成 30 年改正著作権法の大学の教育研究活動への影響」と題する講演を改めて実施し、35 条改正などが大学の現場に及ぼす影響について詳しく説明した。

一般的に、比較的規模の小さい教育機関においては、組織内に著作権に詳しい人がいないことも多い。そのような場合、近くにいる専門家を呼び、このようなセミナーを開いてもらうことは有用であろう。その点では、やはり大都市圏の方がアクセシビリティが高いといえる。



写真 5：仙台青葉学院短期大学における講演の様子 (2019 年)

3. 2 高専生を対象とした知財授業 (福島工業高等専門学校)

平成 28 年度の「国立高等専門学校に関するセミナー」(高専セミナー)の一環として、日本弁理士会の教育教材に基づき、福島県いわき市の福島工業高等専門学校 (福島高専) において出張授業を実施した。

高専セミナーの授業内容は完全にマニュアル化されていることから、基本的にカスタマイズはできず、講師は主に台本を読むだけとなる。その点では物足りなさを感じたものの、台本は非常によく練られて設計されていると感心した。なお、上級編における「おにぎりバック特許権物語」はクロスライセンスも登場するなど、初めて知的財産に接する高専生には少しハードルが高いようにも感じられた。

3. 3 AI・ビッグデータに関する契約実務 (弘前大学)

東北各地の国立大学の社会実装支援人材の育成研修の一環として実施されたものである。各大学の契約実務担当者を対象に、AI やビッグデータについての契約に関する法的な論点及び実務的な対応策について解説を行った。

特に、経済産業省が当時取りまとめていた「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の紹介や、大学の研究成果の活用にあたって、AI・ビッグデータに関して企業等と契約を行う際の注意点について説

明した。

時間の都合上、各種法律の基本的事項の説明を省いたことから、初級レベルの方には内容的に難しかったようである。様々なレベルの受講者がいる場合の講義の設計は、なかなか悩ましいものがある。

なお、国立大学は2004年に法人化されたが、ほとんどの大学において長期的視点に立った知財専門人材の育成が行われてこなかったことから、現在でも知財マネジメントのノウハウが十分蓄積されているとは言えない。各大学は資金的にも疲弊しており、特に東北地方については人材確保の点でも厳しい面があることから、国がイニシアティブを取ってシステムのなところから根本的な改革を進めないと状況の改善は難しいのではないだろうか。



写真6：弘前大学における社会実装支援人材育成研修の講演の様子（2019年）

3. 4 高専・大学における知財講義（福島工業高等専門学校、東北文化学園大学）

2020年度の上期に福島高専において全15回、下期に東北文化学園大学（仙台市青葉区）において全14回の知財講義を実施した。いずれも、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の権利といった順序で、親しみやすい事例に基づきながら解説する手順を踏んだ。

福島高専の講義は、当初4月から始まる予定であったが、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、そのまま休講となり、5月の大型連休明けにMS Teamsを用いた遠隔授業が始まった。対象は約70名の高専5年生。遠隔授業の特質上、一方的に話すスタイルにならざるを得ないところもあり、教える側としては進行上難しい点が多々あった。



写真7：福島工業高等専門学校における知財授業の様子（2020年）

対面授業に移行したのは6月末である。仙台駅からいわき駅に向かう常磐線の特急は1日に3本しかなく時間が合わないことから、東北新幹線で郡山駅まで移動し、そこからいわき駅前行きの高速バスに乗り換える方法を採用した。

コロナ禍の影響で、新幹線もバスも同じ車両に数名しか乗客が乗っておらず、感染リスクはほとんど感じなかった。その後、乗客数は少し増えたものの、結局、席は半分も埋まることはなかった。

遠隔授業と対面授業とを含めた全15回を通じて、ユニークな事例と動画コンテンツとを組み合わせた小職独自の授業は大変好評であった。福島県の地域団体商標など地域的なトピックも、学生たちにとっては大変興味深かったようである。一連の講義終了後、「世の中に存在する色々なモノを見る際の視点が変わった」という感想を多くの学生からいただいた。知的財産を学ぶことの楽しさが伝わっただけではなく、それが学生たちの思考の変化にまで繋がったことは大変喜ばしいことである。

また、下期の9月末からは、東北文化学園大学での講義が始まった。対象は約70名の学部2年生など。90分授業を100分にし、その代わりに回数を1回減らすという対応がなされたため、全14回となった。対面授業で実施したが、この10分がなかなかの曲者で、学生の集中力を維持させる工夫に苦慮した。

ここでは新たな試みとして、2020年8月に上梓した小説『ロボジョ！杉本麻衣の patents・ウォーズ』（楽工社）を指定教科書にし、その架空事例をケース・スタディとして利用することにした。知財の関連用語を盛り込んだ本編を読んでもらい、巻末の「知的財産権入門コラム集」で知識の確認・整理をするというプロセスを実践した。本作には仙台に関連するシーンやアイテムも登場することから、学生たちは興味を持ち

ながら学習に取り組んだようだ。



図1：『ロボジョ！杉本麻衣のпатент・ウォーズ』（楽工社）

なお、感染状況によっては途中で遠隔授業に移行する可能性もあったが、当初の予定通りに全スケジュールをこなすことができた。

4. 地方自治体からの依頼による知財啓発の取り組み

4. 1 商標基礎セミナー／商標活用セミナー（宮城県産業技術総合センター）

いずれも日本弁理士会からの派遣により「みやぎ知財セミナー」の一部として開催されたものである。対象は地元の中小企業の実務担当者。宮城県内の幅広い業種の方々が一堂に会するという点は、講師にとっても新鮮だった。

2016年2月に実施した「商標基礎セミナー」では、「事例から学ぶネーミングと商標戦略」という副題を付けた。主催者側からの要望に沿った内容に講演タイトルを合わせたのである。そのタイトルが興味を惹いたのか、定員40名のところ、80名を超える方々が参加した。

セミナーでは、ネーミングの実例などを用いながら商標制度の仕組みと商標の活用戦略などについて解説を行った。弁理士であれば商標法に関する知識を豊富に持ち合わせてはいるものの、ネーミング戦略やブランド戦略に関する知識・経験は必ずしも十分とは言えないところがある。商標の関連領域においても幅広い知識を習得しておくこと、セミナー講師を担当した場合などに対応しやすくなる。分かりやすい本も色々出ていたので、ぜひ参考にされたい。

3年後の2019年2月に実施した「商標活用セミナー」では、応用編として、ビジネス上の落とし穴となりそうな点やその対抗策など、特に実践的な内容を深掘した。以前の講演に引き続いて参加された方や、

拙著にサインをもらうために遠方から来てくださった方もおり、演者としては大変ありがたかった。



写真8：宮城県産業技術総合センターにおける講演の様子（2019年）

4. 2 広報業務における著作権等の留意点について（宮城県）

2016年から2017年にかけて、多くの地方自治体のホームページで、著作権侵害のおそれのある形で地図が不適切に掲載されていることが明らかとなった。東北地方の自治体でもGoogleなど地図情報提供者側の利用規約に違反しているケースが判明したという報道がなされていた。

その流れから、仙台市青葉区の宮城県庁で開催された「平成29年度宮城県広報研修会（前期）」の一部として、職員の著作権に関する意識を高めることを目的に、「広報業務における著作権等の留意点について」と題した講演を担当することになった。県及び市町村職員100名以上の方々にお集まりいただき、広報活動に関連する著作権について網羅的な説明を行った。

地図については、利用規約をしっかりと読むことはもちろん、国土地理院の地図の場合は、「測量法」に基づいた申請が必要になることもあるなどを説明し、著作権法に限定されない幅広い知識が求められることを理解していただいた。



写真9：宮城県庁における講演の様子（2017年）

4. 3 広報業務における知的財産権の保護について（仙台市）

2017年から2019年の3年間に渡り、年1回、「広報業務における知的財産権の保護について」と題する講演を仙台市役所で実施した。

拙著『楽しく学べる「知財」入門』（講談社現代新書）を読んだ当時の仙台市の広報担当者の方が、市の職員向けに話をしてもらいたいと企画を進めてくださったことがきっかけで、その後、講師を担当するようになった。



図2：『楽しく学べる「知財」入門』（講談社現代新書）

講演では、同書に掲載されている様々な事例に加えて、地方自治体が巻き込まれた知的財産がらみのトラブルを具体例として取り上げながら、主に著作権や商標権に関連する知的財産の知識が自然に身に付くような設計を心掛けた。大変好評であると伺っていたので、2020年にコロナ禍の影響で講演が不実施となったのは誠に残念である。



写真 10：仙台市役所における講演の様子（2017年）

4. 4 商標セミナー（仙台市産業振興事業団）

仙台市役所で開催された前述の講演を受け、特に商標制度についてさらに詳しい話を聞きたいという依頼が仙台市産業振興事業団から舞い込んだ。そこで、同

事業団の職員の方々を対象に、商標制度の仕組みと活用方法について解説を行った。広報の実務で混同することも少なくない著作権と商標権の違いについて特に詳しく説明した。

受講者の中には拙著の愛読者の方もおり、小職による一連の知財啓発活動に関して感謝の言葉をいただいた。このような読者の方々の暖かいレスポンスやフィードバックが、小職の次の創作活動へと繋がっている。



写真 11：仙台市産業振興事業団における講演の様子（2018年）

5. メディアからの依頼による知財啓発の取り組み

地元ラジオ局として小職に対して初めて声をかけてきたのは、宮城県を放送対象地域とするラジオ局「エフエム仙台（Date fm）」である。

同局の生放送番組「J-SIDE Station」において、上梓して間もない『楽しく学べる「知財」入門』（講談社現代新書）に登場する様々な事例を紹介しながら、宮城県内のリスナーに対して最低限の知財リテラシーを身に付けていただくための情報発信を行った。この際に対話したパーソナリティが、現在、参議院議員を務める石垣のりこ氏である。

地元テレビ局としては、TBS系列の地方局である東北放送の報道番組「Nスタみやぎ」のディレクターから声がかかった。ちょうど新元号「令和」に改元したばかりで、当時、宮城県内においても店名に「令和」を冠する店舗が出てきていた頃である。

そのディレクターに話を聞くと、ビジネスで「令和」という言葉を使用するのにあたって何か制限されることがあるか、また、「令和」を含む言葉を独占することが可能なのか、などの疑問を解き明かしたいと言う。結局、番組内で『新元号「令和」をビジネスチャンスに』という特集を組むことになり、小職は構成に関するアドバイスのほか、番組内で商標や不正競

争防止法の観点からビジネスにおけるチャンスとリスクについて解説を行った。



写真12: TBC東北放送「Nスタみやぎ」(2019/5/7放送)より

東北地方最大のブロック紙「河北新報」からも問い合わせを受けることがある。たとえば、2019年11月に持ち上がった仙台市青葉区の宮城県美術館の移転構想を巡っては、美術館前庭に設置された世界的彫刻家ダニ・カラヴァン氏の「マアヤン」(8本の列柱とその足元を縫うように走る水路から成る作品)を移設せずに取り壊すことの是非が話題となった。2020年8月に河北新報の記者からカラヴァン氏の作品の排除が著作権侵害にあたるのかといった質問があったため、所有者による著作物の破壊の是非や著作者人格権の観点などから意見を述べさせていただいた。本件については最終的に県が美術館の移転を断念し、カラヴァン氏の作品もそのまま現地に残されることになった。

6. まとめ

本稿では、小職が東北地方で実践してきた知財啓発活動の概要を4つの分類に基づいて説明した。

もちろん、これらは全国的な活動の一部に過ぎない。特に、講演・執筆に関する依頼は、依然として首都圏からのものが圧倒的に多く、「知財」という領域に関心を持つ人々の分布に、地域的に大きな偏りがあるのは間違いないだろう。

また、小職による一連の知財啓発活動に関しては、高校生以下及び高専生・大学生を対象としたものについては、各権利が網羅的に取り上げられているものの、それ以外については、著作権や商標権に偏っている傾向がある。特許権に関するものが少ないのは、東北地方を拠点とする大きな産業がないことも一因であろう。「ニーズが少ないため依頼も少ない」という理屈が成り立つことを考えると、ニーズ掘り起しのために、「弁理士知財キャラバン」などの仕組みを有効活用するなどして網羅的な知財啓発活動を実践することで、東北地方の産業競争力の強化につなげることが期待できるかもしれない。また、本格的な産業育成のためには、知財に詳しい人材の各所への配置及び育成も必要で、そのための活動も益々重要になるだろう。

最近では、YouTubeなどの動画配信サイトで知財啓発コンテンツを見かけることも少なくない。だが、相対的にアクセス数が多いとは言えないし、アクセスの属性的な偏りも気になるところである。特許庁や日本弁理士会も動画による情報発信を積極的に行うようになったが、どのような視聴者がおり、番組内容がどのような行動変容に結びついたかについて詳しく分析し、今後の知財啓発に向けたコンテンツ開発に活かすことが重要だろう。

なお、東北地方における知財啓発活動を通じて改めて感じたことは、この地方の面積の大きさである。既に気付かれている方もいるかもしれないが、全国の天気予報などに出てくるデフォルメ化された日本地図は、北海道と東北地方が実際の縮尺よりもかなり小さく描かれている。じつは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の東北6県だけで、本州の面積の約3割を占める。

この広さという特徴を東北地方の地域的なデメリット



図3: 宮城県美術館ホームページ。カラヴァン氏の作品含む外観写真も表示。

トと考えることもできるが、その一方で、コロナ禍における DX（デジタルトランスフォーメーション）の流れの中で、「密」ではない環境でゆとりある暮らしを實踐できるという大きなメリットもある。ウィズコロナ・アフターコロナの社会では中央と地方の関係も

大きく変容するはずであり、そこに本当の意味での地方再興のチャンスがあるように思う。

以上
(原稿受領 2021.1.20)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
会誌編集部担当 橋本 清
同 中村 恵子

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。